

○国土交通省告示第二百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年二月十四日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

一般国道56号改築工事（高知県須崎市大間西町地内から同市池ノ内字ヒトツプロ地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 高知県須崎市大間西町、多ノ郷字薬師堂並びに池ノ内字菖蒲谷、字大道ノ上、字小池、字菖蒲ノ木及び字ヒトツプロ地内
- 2 使用の部分 高知県須崎市大間西町、多ノ郷字薬師堂及び字鳥越並びに池ノ内字菖蒲谷、字大道ノ上、字小池、字菖蒲ノ木及び字ヒトツプロ地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県須崎市吾井郷字常貞地内から同市池ノ内字ヒトツプロ地内までの延長3,919mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道56号改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道56号改築工事」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道56号は、高知県高知市を起点として、須崎市、愛媛県宇和島市等を経て、松山市に至る延長319.6kmの四国西南部における主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道56号（以下「現道」という。）は、県都高知市と高知県西南地域を結ぶ唯一の幹線道路であることから、同地域の主要産業である農林水産業等の輸送、足摺宇和海国立公園等への観光等に伴う地域間交通と沿道住民等の通勤、通学、買い物等に伴う地域内交通が錯綜しており、また、平均車道幅員が7.8mの2車線道路で交通容量が低いことから、慢性的な交通渋滞が生じており、円滑な交通が確保されていない状況にある。

平成16年10月に起業者が須崎市大間本町地点において実施した交通量調査では、17,685台/日、混雑度1.69となっている。

本件事業の完成により、現道に集中する地域間交通と地域内交通が分散されることから、交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、高知県が平成8年3月に「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」（昭和60年建設事務次官通知）等に基づく環境影響評価を実施したところ、騒音を除いていずれの項目でも環境基準等を満足するものと評価されている。騒音については、起業者が平成17年4月に「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に基づく現行の評価手法で任意に再検証したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づく2車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の事業計画は、平成8年3月29日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は当該都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、

本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期にその緩和を図る必要があると認められる。

また、高知県内の現道沿道周辺の自治体の長及び議会議長からなる一般国道56号バイパス建設促進期成同盟会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県須崎市役所